

2021年4月～

添付-2

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

36協定の協定当事者に関する
チェックボックスの新設

➤ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

➤ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

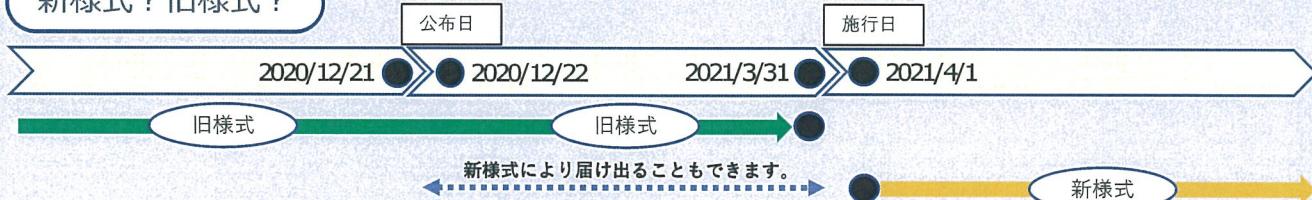
！ 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

！ 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることもできます。(裏面を参照)



時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入

電子申請による
届出が可能

③ 36協定届を労働基準監督署に届出

④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

3 6 協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

- ◆ 3 6 協定で締結した内容を協定届 (本様式) に転記して届け出してください。
- ◆ 3 6 協定届 (本様式) を用いて3 6 協定を締結することができます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- ◆ 3 6 協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- ◆ (任意) の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

協定の有効期間

事業の種類

事業の名称

事業の所在地 (電話番号)

協定の有効期間

基管発 0107 第 1 号
基補発 0107 第 1 号
基保発 0107 第 1 号
令和 3 年 1 月 7 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労 災 管 理 課 長
補 償 課 長
労災保険業務課長

労災保険における請求書等に係る押印等の見直しの留意点について

厚生労働省労働基準局が所管する押印又は署名（以下「押印等」という。）を求める手続については、令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 6 号・職発 1225 第 9 号「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令等の施行等について」、令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 1 号「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」及び令和 2 年 12 月 25 日付け基発 1225 第 7 号「労働基準行政システムに係る機械処理事務手引（労災）の一部改定について」等により通知されたところである。

については、下記の事項に留意の上、適正な事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、平成 11 年 1 月 11 日付け労働基準局労災管理課長、補償課長事務連絡第 1 号「労災保険における請求書等に係る押印の見直し及び事業主証明の見直しの留意点について」のうち、記 1 (1)、3 (1) 及び 5 については、削除する。

記

1 押印等の見直しについて

(1) 今般の見直しは、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、国民や事業者等に対して、押印等を求めていた手続について、国民

や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行うこととしたものであることから、請求人等の記名等があれば、受付することとして差し支えないこと。したがって、押印等がないことのみをもって不備返戻を行わないこと。

なお、事業主、請求人等が請求書等を作成するにあたり、引き続き押印等を行っている場合については、押印等が不要になった旨の教示を行うこと。

- (2) 労災保険における請求書等については、全ての手続において押印等を求めるものであるが、記名等をすることについては、記載方法を問わず引き続き必要となるものであり、記名等がない請求書等については、電話照会によって補正することなく、不備返戻を行うこと。
- (3) 押印欄のある改正前の様式も、当分の間、取り繕って使用することが可能であり、この様式による場合、押印欄の二重線等による訂正を求める必要は無いこと。
- (4) 加除訂正印についても、押印欄を削除したものであり、押印を求めることがないこと。
- (5) 電子申請における電子署名については、今般の見直しにかかわらず、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。
- (6) 請求人等の記名等について、全て同一の筆跡と思われる場合や全て情報通信機器を使用した印字である場合等、記名等の信ぴょう性につき疑義が生じた場合については、請求人等への電話照会等により確認を行うこと。

2 行政機関から国民等に対して発出する文書の押印について

今般の見直しは国民等から押印等を求める手続について見直しを行ったものであり、都道府県労働局長印等の行政機関から国民等に対して発出する文書における押印については、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。

3 受付印及び決裁印について

令和2年12月25日の改正後の様式のうち、受付印欄及び決裁印欄は、改正後においても、別途指示がない限り、なお従前のとおりであること。

4 改正前の押印等に係る不備について

令和2年12月25日の改正前に受け付けた請求書等のうち、押印等がないものの取扱いについては、改正日以後においては、その他の記載事項に不備が無ければ、不備返戻を行う必要はない。

5 その他

今般の様式改正にあわせて様式第8号においては、災害発生日と初診日が同日の場合に当日の所定労働時間内に通院したか否かを記載するよう、「⑦災害の原因及び発生状況」欄に記載事項の追加を行ったこと。